

データ利活用基盤構築業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、データ利活用基盤構築業務（以下「委託業務」という。）の委託に関し、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託）

第1条 甲は、別紙1「データ利活用基盤構築業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）に基づき、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 前項の業務委託仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は令和4年 月 日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（検査及び完了）

第4条 乙は、甲の指示する時期及び委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合にも適用する。

5 第3項の補正に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、第4条第2項の規定による検査に合格した旨の通知を受けたときは、甲の指示する手続きに従って、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第6条 甲が、その責めに帰すべき事由により、前条第2項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延

防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（契約保証金）

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として 円を納付するものとする。ただし、甲は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県財務規則11号）第109条の2各号のいずれかに該当すると認められるときは、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持等）

第10条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

3 前2項の規定は、前条により再委託する場合の再委託先にも適用する。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、委託業務の遂行上個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、第9条により再委託する場合の再委託先にも適用する。

（情報セキュリティ要件）

第12条 乙は、委託業務の処理に当たっては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、第9条により再委託する場合の再委託先にも適用する。

(調査等)

第13条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(委託業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託期間の延長)

第15条 乙は、その責めに帰することができない事由により、この契約で定める期限（以下「履行期限」という。）までに委託業務を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙が協議して定めるものとする。

(延滞違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が小さいと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(契約の解除及び違約金)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第21条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(6) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第18条 乙は、前条第1項第6号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による委託料の100分の20に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（危険負担）

第19条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(資料等の貸与及び返還)

第20条 甲は、乙が委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ、機器等（以下「貸与品」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意義務をもって保管管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を甲に返還するものとする。

(不可抗力による損害)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(山梨県政府調達苦情検討委員会による通知等)

第23条 甲は、山梨県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案がされたときは、契約を破棄することができる。

(管轄裁判所)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項については、山梨県財務規則の定めるところによるものとする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に関し疑義が生じた場合には、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 (共同企業体名)

(代表構成員)

(構成員)

(構成員)